南会津町告示第４号

南会津町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱を次のように定める。

平成28年２月５日

南会津町長　大　宅　宗　吉

南会津町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法(平成９年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、法、省令及び地域支援事業実施要綱（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。以下「通知」という。）で使用する用語の例による。

（実施主体）

第３条　総合事業の実施主体は、南会津町とする。

２　町長は、総合事業の利用者、サービス内容及び費用負担額の決定を除き、総合事業の実施について、適切、公正かつ効率的に実施することができると認められる社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他町長が適当と認める団体等に委託することができる。

（総合事業の構成及び内容等）

第４条　町長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第１号事業のうち次に掲げる事業

ア　第１号訪問事業

　　イ　第１号通所事業

　　ウ　第１号介護予防支援事業

(2) 法第115条の45第１項第２号の事業として次に掲げる事業

　　ア　介護予防把握事業

　　イ　介護予防普及啓発事業

　　ウ　地域介護予防活動支援事業

　　エ　地域リハビリテーション活動支援事業

　　オ　一般介護予防事業評価事業

２　前項各号に掲げる事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（対象者）

第５条　総合事業によるサービスの対象者は、居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントにより当該サービスを提供する必要があると認めたものとする。

（第１号事業の支給費の額）

第６条　第１号事業に係る支給費の額は、通知別添１に定めるもののほか、町長が別に定める。

２　前項に定めるもののほか、第１号事業に係る支給費に関し必要な事項は、別に定める。

（支給限度額）

第７条　居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第１項の規定により算定した額とする。

２　総合事業対象者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第２号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、同第２号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

３　前項の算定は、指定事業者が行う当該指定に係る総合事業について行う。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第８条　町長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の２に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という｡)を支給するものとする。

２　前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　 (守秘義務)

第９条　総合事業を実施する者又は実施していた者は、利用者の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年３月１日から施行する。